

厚生労働省 平成 25 年度 セーフティネット支援対策等事業  
社会福祉推進事業

更生保護施設および更生保護施設入所者・退所者の  
実態に関する調査 報告書

一般社団法人 よりそいネットおおさか

平成 26 年 3 月

目次	
はじめに.....	5
調査概要.....	7
1. 更生保護施設および更生保護施設入所者・退所者に関する実態調査.....	7
2. 更生保護施設等の矯正施設退所者受入れ施設、支援団体へのヒアリング調査.....	7
結果概要.....	8
1. 浮かび上がった実態.....	8
2. 得られた示唆.....	10
更生保護施設および更生保護施設入所者・退所者に関する実態調査.....	11
1. 調査方法.....	11
2. スタッフ人員.....	11
3. 施設定員・入所者数.....	12
4. 入所者の障がい、依存症等.....	13
5. 入所者の来歴.....	14
6. 入所期間.....	16
7. 施設内プログラムについて.....	17
8. 就労状況について.....	24
9. 退所理由.....	25
10. 退所者の収入源.....	25
11. 退所後の居住先.....	25
12. 退所者のアフターケア.....	26
更生保護施設等の矯正施設退所者受入れ施設、支援団体へのヒアリング調査.....	34
1. 大阪府.....	34
1-1. 更生保護法人 和衷会.....	35
1-2. 社会福祉法人 みおつくし福祉会 更生施設大淀寮.....	38
1-3. 大阪府地域生活定着支援センター.....	43
1-4. 特定非営利活動法人 セカンドファミリー あんじゅ.....	46
1-5. 特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構.....	50
2. 北海道.....	54
2-1. 更生保護法人 旭川保護会 旭川清和荘.....	55
2-2. 更生保護法人 札幌大化院 希望寮.....	58
2-3. 更生保護法人 函館創生会 巴寮.....	63
2-4. 北海道地域生活定着支援センター.....	65
2-5. 旭川保護観察所 沼田駐在官事務所 沼田町就業支援センター.....	68
3. 宮城県.....	73
3-1. 更生保護法人 宮城東華会.....	73
3-2. 特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台.....	76
4. 福島県.....	80

4-1. 福島県地域生活定着支援センター .....	80
4-2. 福島刑務所・刑務支所 社会福祉士 .....	82
4-3. 福島保護観察所 福島自立更生促進センター .....	85
5. 埼玉県 .....	88
5-1. 埼玉県地域生活定着支援センター .....	88
5-2. 独立型社会福祉士事務所 特定非営利活動法人 ほっとポット .....	93
6. 東京都 .....	96
6-1. 更生保護法人 静修会 荒川寮 .....	96
6-2. 特定非営利活動法人 自立支援センターふるさとの会 .....	100
6-3. 社会福祉法人 ベテスタ奉仕女母の家 いずみ寮 .....	104
7. 愛知県 .....	108
7-1. 更生保護法人 中協園 .....	108
7-2. 愛知県地域生活定着支援センター .....	112
7-3. 特定非営利活動法人 暮らし応援ネットワーク .....	117
8. 福岡県 .....	119
8-1. 更生保護法人 福正会 .....	119
8-2. 更生保護法人 福岡弥生寮 .....	122
8-3. 特定非営利活動法人 TFG 田川ふれ愛義塾 .....	124
8-4. 福岡県地域生活定着支援センター .....	127
9. 沖縄県 .....	130
9-1. 更生保護法人 がじゅまる沖縄 .....	130
9-2. 沖縄県地域生活定着支援センター .....	132
9-3. 特定非営利活動法人 プロミスキーパーズ .....	135
9-4. 公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄県パーソナル・サポート・センター ..	138
まとめ .....	143

## はじめに

本調査の目的は触法障がい者や触法高齢者、行き場のない元受刑者等が罪を償ったのちに、罪を重ねることなく、自立した社会の構成員として、地域で安定した生活を送るためのしくみを検討することにある。安定した生活には、2012年に犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）でも示されたように「居場所（帰住先）」と「出番（就労先）」の確保が必須である。

福祉的ニーズを有する者の帰住先の確保については、全国75庁の拘置所を除くすべての刑事施設本所及び大規模刑務支所を対象とした「受刑者に対する保護的措置に関する研究（『中央研究所紀要』第19号2007年）」でも指摘されているように「高齢者に対する受皿不足は全国共通の課題」であり、地域差はあるとはいえ「障がい者の受皿不足」も課題となっている。これらの改善をめざし、福祉の専門スタッフが配置された57の指定更生保護施設や自立準備ホーム、矯正施設内への社会福祉士の配置など、司法領域に社会福祉の視点を内包する取組が進められている。また、法務省と厚生労働省の連携のもと地域生活定着支援事業が2009年度からスタートし、福祉的ニーズを抱えた矯正施設退所者の帰住地や適切な福祉サービスへとつなぐ取組等が推進されている。地域生活定着支援センターは2012年度に47都道府県への設置が完了し、特別調整が終了した人員と福祉施設等につながった人員をみると、2011年度が509人と274人<sup>1</sup>、2012年度が625人と353人<sup>2</sup>と実績は上がっているが、その割合は2011年度53.8%、2012年度56.5%にとどまっている。

就労先の確保では、ハローワークを中心とする厚生労働省の雇用労働分野と法務省の連携でスタートした刑務所出所者等総合的就労支援対策や更生保護就労支援モデル事業、経済界全体の協力による「認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構」の設立、10,000社を超えた協力雇用主の開拓、自立更生促進センターなどの取組が推進されている。総合対策においても、「無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の約5倍」と就労先の確保の重要性が指摘され、今後の課題として矯正施設出所者の「基礎学力不足」や「多業種にわたる新たな雇用先の創出や開拓」、働き続けるための「職場への定着」などをとりあげ、求人と矯正施設出所者をマッチングさせるだけではない、幅広い就労支援の推進が謳われている。

これらの「帰住先」や「就労先」確保にむけた取組は一定の成果を上げているが、当法人が運営する大阪府の地域生活定着支援センターでは、保護観察所からの特別調整のみならず、弁護士や地域の福祉団体等からの相談業務は依然多い状況である。弁護士からの相談は主にいわゆる「入口支援」であり、福祉の支援が必要と思われる障がい者等の被疑者や被告の生活環境の調整等を通じた支援という新たに期待されている役割ではある。他方、地域の福祉団体からの相談の中には、出所後に適切な支援につなぐことがなく、生活に困窮した結果、生活福祉資金貸付などの相談窓口を訪れたというケースがままある。就労支援体制の充実や司法領域への社会福祉的観点の導入、入口支援などの実施による切れ目のない（シームレスな）支援構築が重要であることは

<sup>1</sup> 平成24年版犯罪白書

<sup>2</sup> 平成25年版犯罪白書

言うまでもないが、現場では法や制度の限界を痛感しているところでもある。

特に、就労支援においては、一般企業へのマッチングを通じた労働力の需給調整が主となるハローワークが行う就労支援と、障がい者や高齢者等のハンディキャップを抱えた人々が、一般労働市場に就労する際の支援とでは、その手法は異なる。社会福祉分野では雇用による一般就労だけでなく、福祉的就労や中間的就労など居場所的機能や生きがい創出などを併せ持った多様な働く場づくりにも取り組んでいる。それは、経済的自立だけでなく、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う社会包摂の重要な柱のひとつとして就労を位置付けているからに他ならない。そして、矯正施設退所者も社会から排除されるリスクが高い点で社会的に弱い立場にあると言える。

こうした問題意識からも、本調査では全国の更生保護施設を中心に矯正施設退所者の受入状況や就労支援、関係機関との連携等の実態を把握し、矯正施設退所者等の安定した地域生活の実現に向けた基礎資料を得ることとした。